

## 債権の放棄について

放棄した債権（総括表）

名 称 (担当部)	金 額	件 数	資料番号
奨学金貸付金返還金・延滞金 (子ども未来部)	1,619,000円	1件	1
弁償金(生活保護費) (福祉部)	984,452円	21件	2-1~ 2-2
計	2,603,452円	22件	

## 債権の名称 奨学金貸付金返還金・延滞金

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
1	平成17年4月1日	1,619,000円	3号事由	平成29年8月1日	元 金 1,047,000円 延滞金 572,000円
計		1,619,000円			1件

(放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例17条1項)

3号 破産法その他の法令の規定により債務者が私債権等につきその責任を免れたときまたは法人である債務者が破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。

## 債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
1	平成26年2月12日	50,648円	2号事由	平成29年8月1日	平成28年7月8日徴収停止（13条2号）
2	平成26年3月1日	29,840円	同上	同上	同上
3	平成26年4月1日	5,540円	同上	同上	同上
4	平成26年4月10日	53,025円	同上	同上	同上
5	平成26年7月1日	9,800円	同上	同上	同上
6	平成26年7月22日	27,147円	同上	同上	同上
7	平成26年10月1日	46,445円	同上	同上	同上
8	平成26年11月1日	32,477円	同上	同上	同上
9	平成26年11月12日	23,343円	同上	同上	同上
10	平成27年5月1日	92,000円	同上	同上	同上
11	平成27年5月1日	116,478円	同上	同上	同上
12	平成27年5月3日	111,964円	同上	同上	同上
13	平成27年6月1日	119,960円	同上	同上	同上
14	平成25年9月1日	9,600円	同上	平成29年8月1日	平成28年7月8日徴収停止（13条3号）
15	平成25年10月1日	25,600円	同上	同上	同上
小計		753,867円			15件

## 債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
16	平成26年8月1日	35,920円	2号事由	平成29年8月1日	平成28年7月8日徴収停止（13条3号）
17	平成27年1月1日	27,191円	同上	同上	同上
18	平成27年6月1日	57,110円	同上	同上	同上
19	平成27年7月1日	46,104円	同上	同上	同上
20	平成27年11月1日	53,550円	同上	同上	同上
21	平成27年12月1日	10,710円	同上	同上	同上
小計		230,585円			6件
計		984,452円			21件

（放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例17条1項）

2号 徴収停止の措置をとった私債権等について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

（私債権等の管理に関する規則第9条(徴収停止後の期間)）

条例17条1項2号に規定する相当の期間は、1年とする。

（参考（徴収停止）：品川区私債権等の管理に関する条例13条）

区長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難または不適當であると認めるときは、以後その保全および取立てをしないことができる。

1号 略。

2号 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

3号 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。